

家畜保健衛生所情報

令和4年2月3日

京都市内で回収された衰弱野鳥から 高病原性鳥インフルエンザウイルスを確認！！

環境省より、1月27日に京都市内で回収された衰弱野鳥（ノスリ）から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）が検出されたと発表がありました。

【経緯】

- ・1月27日、京都市内で野鳥（ノスリ）1羽の衰弱個体を回収。
- ・1月31日、A型鳥インフルエンザのウイルス遺伝子を確認。
- ・2月1日、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）を検出。

【対応】

- ・大阪府内一部地域を含む回収地点の周辺半径10キロメートル圏内が野鳥監視重点区域に指定され、野鳥の監視を強化しています。

*【野鳥、環境試料からの高病原性鳥インフルエンザ検査状況】
(2月2日時点)

| 確認場所 | 件数 | 採取試料 | |
|------------|-----------|----------|------|
| | | 野鳥 | 水・糞等 |
| 鹿児島県 | 8件 | 1 | 7 |
| 北海道 | 5件 | 5 | |
| 宮崎県 | 1件 | | 1 |
| 鳥取県 | 1件 | | 1 |
| 京都府 | 1件 | 1 | |

家きんを飼養されている皆様におかれましては裏面記載事項に注意し、飼養衛生管理基準の遵守による本病のウイルスの侵入防止対策、及び異常家きん発見時の早期通報をお願いします。

- 飼養家さんの健康観察を行い、異常鶏の有無の確認を徹底してください。
- 鶏舎出入口での消毒を徹底してください。
- 野鳥の鶏舎等への侵入防止の為、防鳥ネットの再確認をしてください。
- 鶏舎周囲へ消石灰を散布するなど、野生動物等の侵入防止に努めてください。
- 発生国の家さん農家等関連施設への訪問は、控えてください。
- 発生国への渡航歴がある者を衛生管理区域に入れないようにしてください。

【高病原性鳥インフルエンザによる死亡例】



過去 21 日間の平均死亡率の 2 倍を超える死亡があった場合には、
家畜保健衛生所へ届け出ることが義務づけられています。

鳥インフルエンザについての最新情報は、農林水産省と環境省のホームページ（下記アドレス）に掲載されていますので、ご確認ください。

<[農林水産省 HP](#)>



<[環境省 HP](#)>



<[京都府 HP](#)>



本情報に関するお問い合わせ及び通報先は

大阪府家畜保健衛生所

〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1-59

TEL 072-458-1151 FAX 072-458-1152